



第2次安城市雨水マスタープラン - みんなに知ってほしい安城市の雨水対策 -

2021年度(令和3年度) —> 2030年度(令和12年度)

【改定版】



安城市

2021年(令和3年)3月

2026年(令和8年)3月 中間見直し

[目 次]

第 1 章 はじめに	1
1-1 安城市雨水マスタープランとは	1
1-2 理念	3
1-3 基本方針	3
1-4 相次ぐ豪雨災害による雨水対策事業の進展	4
第 2 章 雨水対策を取り巻く課題	9
2-1 第 1 次計画期間の取組内容から見えた課題	9
2-2 第 2 次計画期間に顕在化した課題	10
第 3 章 安城市における雨水対策の課題に対する取組内容	11
3-1 河川・下水道の整備	12
3-2 河川・下水道の維持管理	14
3-3 雨水浸透施設の整備	16
3-4 グリーンインフラの推進	17
3-5 雨水貯留施設の整備	18
3-6 防災対策の推進	20
第 4 章 雨水対策の目標	23
4-1 ハード対策	23
4-2 ソフト対策	24
4-3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	25
第 5 章 計画の運用	26
5-1 取組みのフォローアップ	26

第1章 はじめに

1-1 安城市雨水マスタープランとは

安城市では、平成12年の東海豪雨を契機に内水対策総合計画を策定し、調整池（雨水を貯留する施設）の整備に力を注いできましたが、平成20年8月末豪雨でも1時間当たり最大雨量77mm、総雨量226mmの集中豪雨により、床上浸水15戸、床下浸水72戸の大きな被害が発生し、行政による雨水対策の限界を痛感しました。また、安城市は明治用水と広大な水田がもたらす恵みにより育まれてきましたが、多くの水田が開発され、雨水が一気に流出するようになったことが水害のリスクを高める要因になっていることも指摘されていました。このような背景から、より水害に強いまちづくりの実現に向けて、[市民、事業者及び行政が協働して取り組むべき雨水対策の方向性](#)を示したものが雨水マスタープランであり、平成23年3月に第1次計画を策定して以降、今日まで様々な施策に取り組んできました。

理念 あめの恵みを活かす安城

基本方針 市民、事業者及び行政が協働して、あまみずを水資源として捉え、さらに防災・減災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。



図 第2次安城市雨水マスタープランの施策体系

なお、雨水マスターplanは、[総合計画（自治体経営の最上位計画）](#)及び[国土強靭化地域計画](#)に基づく個別計画の一つであり、市が定める他の個別計画（緑の基本計画、農業振興地域整備計画、地域防災計画など）や国・県が定める河川整備計画などと連携しながら進める計画です。

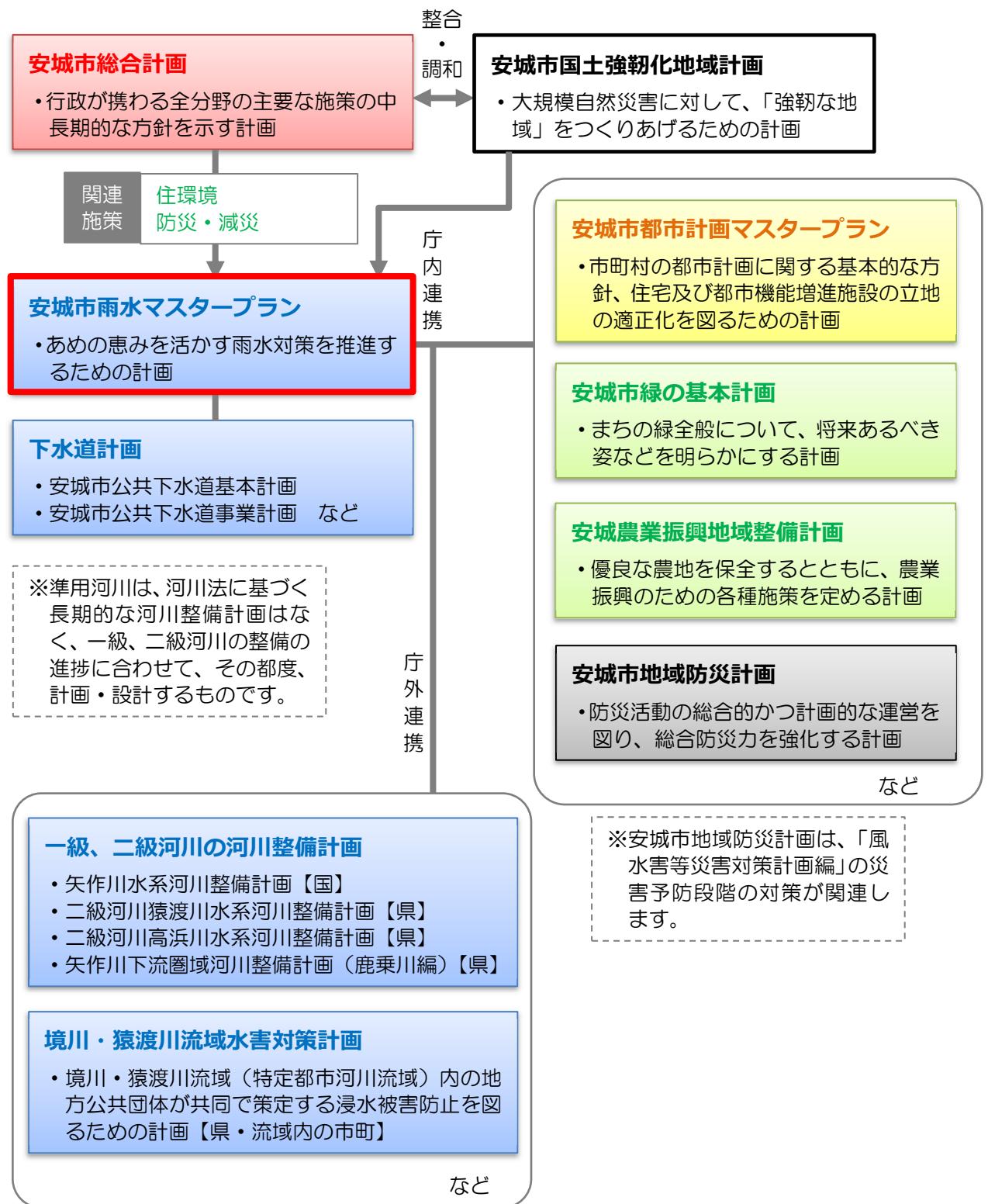


図 安城市雨水マスターplanの位置づけ

1-2 理念

あめの恵みを活かす安城

あめの恵みを活かす安城。この理念は、安城市雨水マスターplanを策定した当時、環境首都を目指す安城市として、あめを速やかに“流す”治水対策だけでなく、あめを水資源として捉え、雨水を“浸透させる”ことで地下水の涵養や河川流量の維持（渴水対策）に活かす、雨水を“貯める”ことで貯めた雨水を散水や防災用水として“使う”ことを推進するために掲げられたものです。

1-3 基本方針

市民、事業者及び行政が協働して、
あまみずを水資源として捉え、
さらに防災・減災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない水害は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える“水防災意識社会再構築ビジョン”的実現に向けて、第2次安城市雨水マスターplanでは、「雨水対策」、「水資源」、「防災・減災」の視点を取り入れた雨水対策を推進していきます。

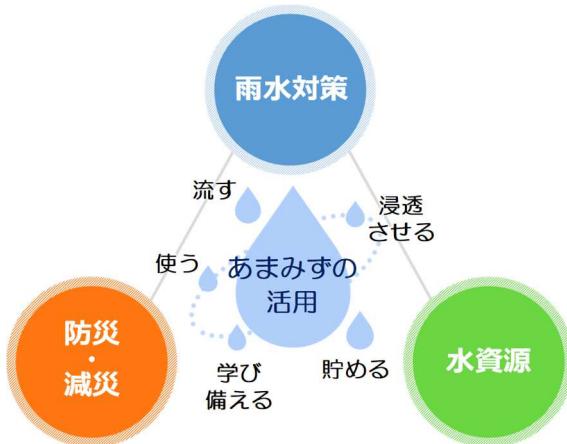


図 基本方針のイメージ

1-4 相次ぐ豪雨災害による雨水対策事業の進展

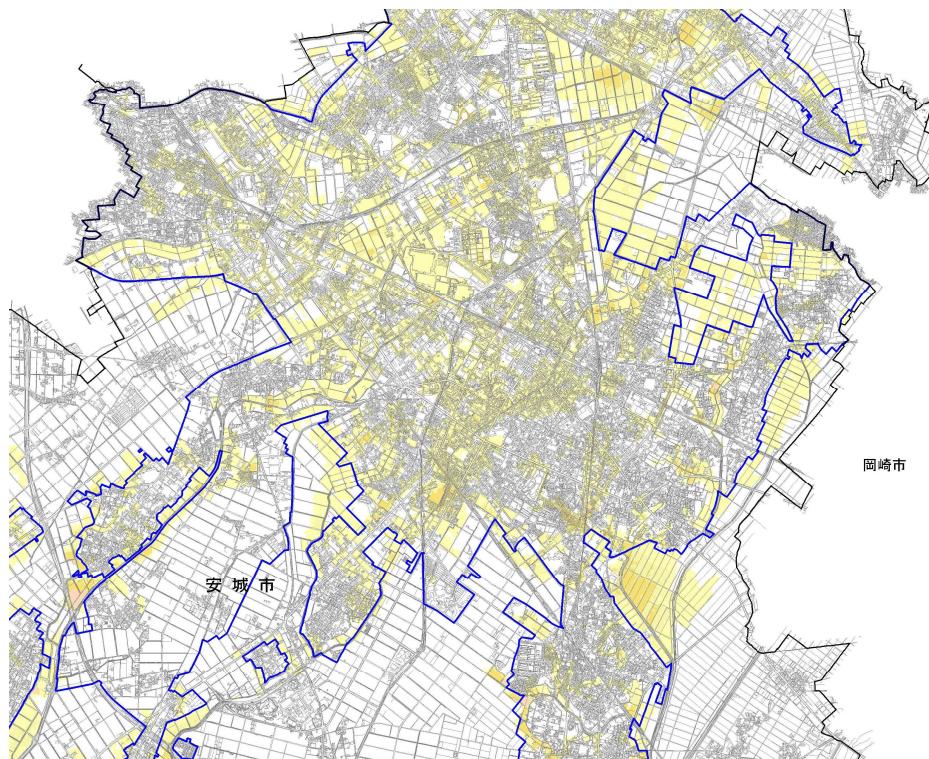
平成23年3月に安城市雨水マスタープラン策定後も全国各地で豪雨災害が相次ぐ中、平成27年頃から水害に対する考え方や雨水対策事業の方向性が大きく変わり始め、年々進展しています。

① 雨水出水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の公表

平成27年に水防法等の一部を改正する法律が施行され、地下街などを有する地区について、想定し得る最大規模の降雨による内水浸水の状況を示す「雨水出水浸水想定区域」を指定・公表することが、必要となりました。

令和3年には地下街以外においても浸水被害が頻発している状況を受けて水防法等が再び改正され、下水道による浸水対策を行っているすべての自治体において「雨水出水浸水想定区域」を指定・公表することを示されました。

安城市においても、令和3年に改訂された水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨（時間最大147mm、1000年に1回程度の確率）による内水氾濫シミュレーションを実施し、令和7年5月に「安城市雨水出水浸水想定区域」を指定・公表しました。この「雨水出水浸水想定区域」を反映し、令和7年9月に「安城市水害ハザードマップ（第8版）」を作成・公表しました。



雨水出水浸水想定区域図 想定最大規模降雨（浸水深）

② 水防災意識社会再構築ビジョンの実現に向けた取組み

平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川が氾濫し、甚大な被害（浸水戸数は約1万戸、孤立救助者数は約4千人）が発生したことを踏まえ、国が「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要性が謳われ、具体的な取組みとして、令和2年度を目指す「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合でも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」の導入や「住民目線のソフト対策」への転換が示されました。



平成28年8月、台風第10号などの一連の台風により北海道・東北地方で中小河川などが氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。これを受け、水防災意識社会の再構築に向けた取組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成29年6月に「大規模氾濫減災協議会制度の創設」をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」の施行、「緊急行動計画」のとりまとめが行われました。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流などが発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万戸近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラなどの被災によって甚大な社会経済被害が発生しました。これを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止軽減させる対策の強化を緊急的に図るべく、平成31年1月に緊急行動計画が改訂されました。



西日本豪雨の被害状況 (国土交通省公表資料)

③ 近年の豪雨災害の激甚化と流域治水への転換

近年、[気候変動](#)の影響などにより、これまでの想定をはるかに超える豪雨が頻発・激甚化しています。特に、令和元年東日本台風（台風第19号）では、広域での河川の決壊や大規模な土砂災害により、甚大な人的・物的被害が発生しました。また、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和2年7月豪雨においても、内水氾濫や中小河川の急激な増水が各地で発生し、都市部・中山間地を問わず甚大な浸水被害をもたらしました。

これらの大規模水害は、従来の河川改修やダム整備を中心とした対策だけでは、内水氾濫を含む都市域の浸水被害を十分に防ぎきれない現実を浮き彫りにしました。

この深刻な教訓を踏まえ、従来の対策を加速させるとともに、[集水域から氾濫域に至る流域全体](#)において、国、都道府県、市町村、企業、住民などあらゆる関係者が協働し、総合的かつ多層的な対策を講じる「流域治水」への転換が急務となりました。この「流域治水」を社会全体で実効性をもって推進するため、[令和3年に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（通称：流域治水関連法）」が施行されました。](#)

- 気候変動の影響
- 速やかに対応**
- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「[流域治水プロジェクト](#)」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
〔国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で既往最大降雨による内水被害に対応〕
- 将来の気候変動（降雨量の増大等）を見込んだ治水計画の見直し**
- 現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による流域治水を更に拡充



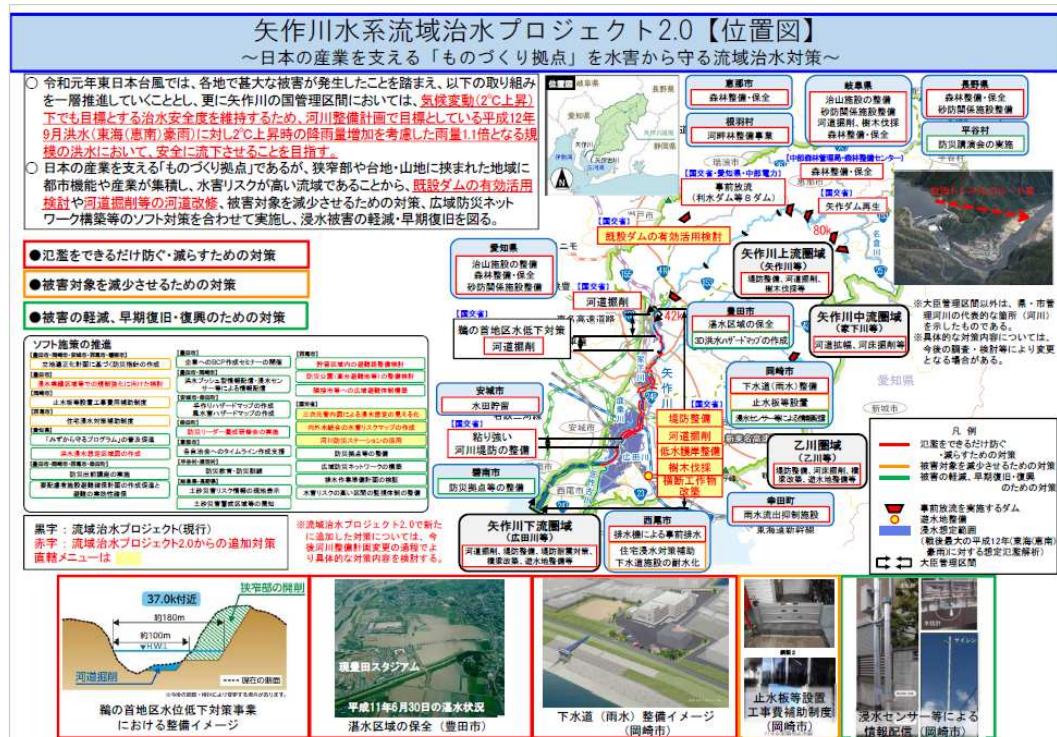
流域治水関連法改正の背景・流域治水のイメージ（国土交通省公表資料）

④ 流域治水プロジェクト2.0の始動

平成30年7月豪雨以降も、令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響などにより激甚な災害が頻発している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るため、新たに「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしをまもる防災減災～」が立ち上げられました。

このプロジェクトでは、河川・下水道管理者などによる治水に加え、あらゆる関係者（国・県・市・企業・住民など）により流域全体で行う治水（流域治水）へ転換が求められ、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像が「流域治水プロジェクト」として既に示されています。

安城市が関係する矢作川流域では、令和2年7月に国が「矢作川流域治水協議会」を設立し、令和3年3月に「矢作川流域治水プロジェクト」を策定しました。その後、令和5年8月に、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策を取りまとめた「矢作川流域治水プロジェクト2.0」を策定しました。



⑤ 新たな内水済水対策に関するガイドライン類の策定

下水道の分野では、平成27年に水防法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、内水浸水対策に関する7つのガイドライン類（雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）など）が策定され、浸水リスクを検証した上で浸水対策を重点的に実施すべき地区を設定したり、計画を上回る降雨を具体的に想定した上で段階的な防災・減災目標を設定したりする手法などが示されました。

令和3年には気候変動の影響を踏まえた改訂が行われ、降雨量の見直しや内水浸水想定区域図の作成、流域治水の推進など、対策の強化が図られています。

⑥ グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方です。

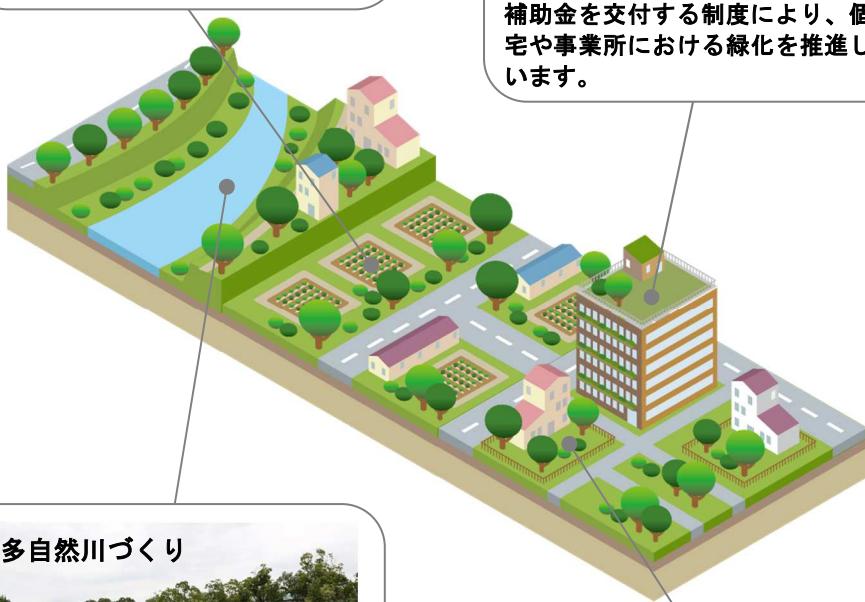
平成27年8月に閣議決定された「国土形成計画」では、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組みを推進することが示されました。



農地の保全
「日本デンマーク」を支えた風土を特徴づける農地の保全に努めています。



屋上緑化
補助金を交付する制度により、個人宅や事業所における緑化を推進しています。



多自然川づくり
自然と親しめる空間を創出する多自然川づくりを実施し、生物と触れ合う場としても活用しています。



駐車場緑化
補助金を交付する制度により、個人宅や事業所における緑化を推進しています。

安城市におけるグリーンインフラの主な取組事例

第2章 雨水対策を取り巻く課題

2-1 第1次計画期間の取組内容から見えた課題

安城市では、第1次雨水マスターplanに基づき、平成23年度から令和2年度までの10年間で、浸水対策や雨水管理などの多面的な取組みを進めてきました。

第2次安城市雨水マスターplanでは、第1次計画期間に明らかとなった以下の課題について重点的に取組んでいます。

～ 安城市における雨水対策の課題 ～

- ① 一級、二級河川の継続的な整備
- ② 抜本的な整備に着手できない準用河川の浚渫の強化（既存ストックの活用）
- ③ 下水道計画に位置づけられる調整池の継続的な整備
- ④ 市民・事業者による雨水流出抑制施設の設置促進
- ⑤ 多大な保水機能を有する農地の保全と水田貯留の更なる推進
- ⑥ 新たな緑化（グリーンインフラ）による雨水流出抑制の促進
- ⑦ “学び備える” 施策の強化
- ⑧ 浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」における重点的な浸水対策の実施

2-2 第2次計画期間に顕在化した課題

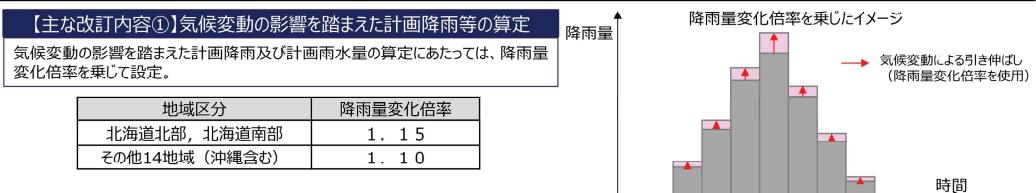
① 気候変動の影響

近年、気候の温暖化、短時間集中豪雨の頻発化、台風の大型化など、気候変動の影響が出ています。

これを受け、国土交通省が発出している「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」が令和3年7月に改訂され、浸水対策の計画に用いる降雨量について、現在の計画降雨量に1.1倍の降雨変化倍率を乗じた降雨量を設定することが示されました。

令和3年7月の改訂内容（概要）

○「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」提言等の内容を踏まえ、気候変動の影響を反映した計画への見直しに向け、令和3年7月に「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」を改訂。



出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）

② 施設老朽化の影響

令和7年1月、埼玉県八潮市で下水道管の破損による道路陥没事故が発生しました。この管は築造から42年が経過しており、施設の劣化による破損が道路陥没の原因とされています。施設の老朽化はかねてより全国的な課題として認識されていましたが、この事故により維持管理の重要性が一層高まっています。

さらに、今後は人口減少により事業の担い手不足が予想されるため、計画的かつ効率的な維持管理が求められます。



出典：八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会

第3章 安城市における雨水対策の課題に対する取組内容

安城市では、第1次計画期間中の取組内容から見えた課題に対して、下記の施策を行ってきました。中間評価を行うにあたり、気候変動や社会情勢の変化に伴う影響に対応していくため、これらの施策に関する今後の方針を検討しました。

- ① 河川・下水道の整備
 - ・一級、二級河川の整備
 - ・準用河川の整備
 - ・下水道の効率的整備
 - ・窪地における浸水対策の実施
 - ・隣接する市との共同で行う雨水対策事業の模索
- ② 河川・下水道の維持管理
 - ・準用河川・排水路の維持管理
 - ・市民との協働による維持管理の実施
 - ・河川・排水路台帳の更新
 - ・施設・設備台帳の更新
 - ・河川・排水路環境の維持・保全
 - ・下水道の維持管理
- ③ 雨水浸透施設の整備
 - ・雨水浸透施設の普及
 - ・雨水浸透施設の整備基準の作成と実施
- ④ グリーンインフラの推進
 - ・緑地・農地の保全
 - ・公共施設の緑化の推進
 - ・民有地の緑化の推進
- ⑤ 雨水貯留施設の整備
 - ・調整池の整備
 - ・遊水地の整備
 - ・雨水貯留施設の整備基準の作成と実施
 - ・水田貯留の推進
 - ・各戸貯留の推進
- ⑥ 防災対策の推進
 - ・多様な情報伝達手段の活用
 - ・提供する防災情報の充実と活用
 - ・防災ワークショップの開催
 - ・自主防災組織の強化
 - ・防災教育の推進

3-1 河川・下水道の整備

① 一級、二級河川の整備

主体 行政

○ 国が管理する一級河川矢作川の整備の推進

- ・関係市で構成する「矢作川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川の整備を継続的に要望していきます。
- ・安城市としては、川の流れに支障となる樹木の伐採や重要水防箇所（堤体漏水の恐れがある箇所など）の対策を要望していきます。

○ 県が管理する一級、二級河川の整備の推進

- ・関係市で構成する「鹿乗川河川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川水系鹿乗川の河川改修や二級河川高浜川水系長田川・半場川などの河川改修を継続的に要望していきます。
- ・県が管理する河川の改修に伴い、市が管理する橋りょうの改築を行う場合は、県と協定を締結し、市も費用を負担しながら河川の改修を推進していきます。

② 準用河川の整備

主体 行政

○ 準用河川志茂川・長配川の整備に向けた準備

- ・鹿乗川の支川である「志茂川」、半場川の支川である「長配川」などの準用河川については、下流の一級、二級河川の整備と調整して行う必要があります。今後も県との調整会議を継続し、一級、二級河川の整備状況の把握に努め、速やかに準用河川の整備に着手できるよう、必要な時期に計画・設計業務を行います。

③ 下水道の効率的整備

主体 行政

○ 土地区画整理事業における雨水管渠の面的な整備

- ・地区画整理事業により、道路や公園などの都市基盤と、雨水管渠をはじめとするインフラ施設を、一体的に整備することが可能になります。本市においても、「三河安城駅南地区画整理事業」の実施により、雨水管渠の面的な整備を推進していきます。

○ 浸水リスクの高い地区における重点的な下水道の整備

- ・浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」（重点地区）においては、その他の排水区（一般地区）より高い水準で雨水管渠やその排水機能を補う調整池の整備を行います。

重点地区の整備水準：1時間当たり最大雨量68mm（10年確率×1.1倍）

一般地区の整備水準：1時間当たり最大雨量62mm（5年確率×1.1倍）

- ・一般地区の中でも比較的浸水リスクの高い「小川地区排水区」、「二本木第二排水区」、「堀内排水区」、「尾崎排水区」、「上倉排水区」においても、下水道の整備を検討していきます。

④ 窪地等における浸水対策の実施

主体 行政

○ 宮前ポンプ場の施設管理の徹底

- ・重点地区である「安城町宮前（勢井前第一排水区）」の浸水対策として、宮前ポンプ場の施設管理を徹底していきます。

○ 他の窪地等における浸水対策の検討

- ・安城町宮前以外にも、地形などの影響で局所的に浸水しやすい場所があるため、引き続き、窪地等における浸水対策を検討していきます。

⑤ 隣接する市と共同した計画策定と事業の執行

主体 行政

○ 隣接する市と共同で行う雨水対策事業の検討

- ・流域治水の観点から、隣接する市と共同で行う雨水対策事業について意見を交換していきます。

3-2 河川・下水道の維持管理

⑥ 準用河川・排水路の維持管理

主体 **行政**

○ 準用河川や主な排水路の草刈り

- ・準用河川や主な排水路（市街地を流れる追田川など）の草刈りを継続的に実施していきます。

○ 準用河川や主な排水樋管の点検

- ・準用河川や一級、二級河川に設置されている主な排水樋管の点検を継続的に実施していきます。

○ 準用河川などの速やかな維持修繕（河川浚渫事業の推進）

- ・点検により確認された河道や排水樋管の土砂堆積、堤防、護岸などの異常は、速やかに対処していきます。
- ・準用河川の河道に堆積した土砂の浚渫を計画的に実施し、既存の排水機能を最大限確保します。

⑦ 市民との協働による維持管理の実施

主体 **行政** ／ **市民**

○ 市民による河川などの草刈りや清掃作業の実施

- ・河川などの草刈りや清掃作業の一部を町内会に委託するとともに、日頃から市民に対して身近な排水路の草刈りや清掃作業に協力していただくよう呼びかけていきます。

○ 市民や町内会からの要望に基づく排水路の維持修繕

- ・市民主体の維持管理を進める中で異常が確認された排水路や、地域住民の高齢化などにより市民主体の維持管理が困難となった排水路については、市民や町内会からの要望に基づき、市が排水路の維持修繕工事を行います。

⑧ 河川・排水路台帳の更新

主体 **行政**

○ 各種台帳の更新

- ・「準用河川の点検調書」を更新していきます。
- ・排水路整備により、排水路の位置、流下方向、構造などが変更された場合は、「雨水排水路網図」を更新していきます。

⑨ 施設・設備台帳の更新

主体 行政

○ 各種台帳の更新

- ・調整池やポンプ施設が新設・改良された場合は、管理台帳を更新していきます。また、台帳のデータベース化を検討してまいります。

⑩ 河川・排水路環境の維持・保全

主体 行政

○ 河川・排水路の水質改善

- ・下水道（汚水）の普及を促進し、河川・排水路への雑排水の軽減を図ります。

⑪ 下水道の維持管理

主体 行政

○ 調整池や雨水幹線等の点検・調査

- ・施設の状況を把握するため、潜行目視やTVカメラ調査により、雨水排水管等の点検・調査を行います。
- ・点検・調査の結果をもとに、改築・修繕の優先度を整理します。

○ ストックマネジメント計画の継続的な運用

- ・限られた予算や人員の中で、効果的に施設管理を行っていくため、点検・調査の結果をもとに、ストックマネジメント計画の策定を行います。

○ 下水道施設の改築・修繕

- ・ストックマネジメント計画に基づき、調整池、雨水幹線等の改築・修繕を行います。

3-3 雨水浸透施設の整備

⑫ 雨水浸透施設の普及

主体 行政／市民／事業者

○ 補助手続きの円滑化

- ・雨水貯留浸透施設設置補助制度について、「提出書類の簡素化」や「Web申請の導入」といった手続きの改善を行いました。今後も市民・事業者の利便性を向上させるため、継続的な見直しと改善を実施します。

○ 雨水浸透の意義や補助制度のPR

- ・市民・事業者に対し、ホームページ、広報、町内会の回覧による周知、市役所窓口等でのパンフレットなどの配布や、まちかど講座、防災イベントへの出展など、さまざま機会を活用して雨水浸透の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- ・市職員に対しても、改めて雨水浸透の意義を周知し、公共施設における雨水浸透施設の普及に努めています。

⑬ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施

主体 行政／市民／事業者

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- ・農地は、食料を生産する本来の機能に加え、大雨の際に雨水を貯留、浸透させる機能を有しています。農地転用を伴う開発行為（雨水浸透阻害行為）に対し、現況と同程度の保水機能を担保するよう、雨水流出抑制施設の設置を啓発していきます。
- ・境川・猿渡川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、500m²以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水流出抑制施設の設置が義務づけられているとともに、その他の流域においては「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促しております。今後は雨水流出抑制施設の設置がより促進されるよう「条例の制定」及び「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準の見直し」について調査・研究していきます。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- ・安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準により、適切な雨水流出抑制施設が設置されるよう指導します。

3-4 グリーンインフラの推進

⑯ 緑地・農地の保全

主体 行政／市民／事業者

○ 緑地・農地の保全に資する各種制度の運用

- ・「農地転用許可制度」、「農業振興地域制度」の適正な運用により、市街化調整区域の農地を保全していきます。
- ・緑の基本計画に基づく「生産緑地地区の継続的な保全」、「身近な市民農園の整備促進」により市街化区域の農地を保全していきます。
- ・樹林保全地区など条例に定める緑地を保全していきます。

○ 農地が有する多面的機能のPR

- ・土地所有者へ「農地の多面的機能」のPRを行い、農地の保全に協力いただけるよう努めます。

⑰ 公共施設の緑化の推進

主体 行政

○ 公共施設における緑地の拡大

- ・市役所や文化施設、学校などの公共施設において、樹木の植栽や花壇の設置などを積極的に行います。
- ・都市公園の新設・改修を行う際は、新規植栽などを行います。
- ・地域の景観特性や環境との調和、歩行者の安全性などに配慮しながら、街路樹などによる道路緑化を検討していきます。
- ・河川の整備にあたっては、「治水」の観点だけでなく、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を検討していきます。

⑱ 民有地の緑化の推進

主体 行政／市民／事業者

○ 民有地における緑地の拡大

- ・緑づくりの補助制度（生垣等設置奨励補助制度、都市緑化推進事業補助制度）の積極的な活用により、住宅や店舗における生垣設置、駐車場緑化、樹木植栽、屋上緑化などを推進していきます。
- ・雨水貯留浸透施設設置補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っていきます。

3-5 雨水貯留施設の整備

⑯ 調整池の整備

主体 行政

○ 下水道計画に位置づけられている調整池の整備

- ・浸水リスクの高い重点地区で計画されている調整池について、費用対効果を考慮して整備箇所を検討し、効果的な整備を行っていきます。

⑯ 遊水地の整備

主体 行政

○ 鹿乗川遊水地（上池）の整備

- ・矢作川下流圏域河川整備計画に基づく鹿乗川の河川改修を促進しながら、鹿乗川遊水地（上池）の整備についても要望を検討していきます。

⑯ 雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施

主体 行政／市民／事業者

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- ・⑯と同様の取組みを行います。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- ・⑯と同様の取組みを行います。

⑯ 水田貯留の推進

主体 行政／市民／事業者

○ 水路流量調整方式と排水マス流量調整方式の併用による水田貯留の推進

- ・「排水マス流量調整方式」による水田貯留を推進しつつ、高低差の少ない水田が広範囲に広がり、かつ排水路の延長が長いような場合は「水路流量調整方式」を採用するなど、両方式を併用した水田貯留を推進していきます。

○ 土地改良事業と連携した水田貯留の推進

- ・土地改良事業における「ほ場整備（田んぼの整地など）」と連携し、水田貯留施設の整備を検討します。
- ・多面的機能支払交付金を活用する組織に水田貯留施設整備をPRします。

○ 水田貯留事業のPR

- ・広報、町内会の回覧、まちかど講座、防災イベントなどを活用し、水田貯留事業のPRを行っていきます。
- ・水田貯留を行っている田んぼで収穫されたお米を学校給食で提供することを通じて、本事業の認知度の向上を図ります。

㉑ 各戸貯留の推進

主体 行政 ／ 市民

○ 補助制度手続きの円滑化

- ・㉑と同様の取組みを行います。

○ 雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPR

- ・㉑と同様の取組みにより、雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- ・縁づくりの補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っていきます。

3-6 防災対策の推進

㉚ 多様な情報伝達手段の活用

主体 行政／市民

○ 多様な情報伝達手段の周知と活用促進

- ・緊急速報メール（エリアメール）、安城防災ナビ、Yaho防災速報（防災アブリ）、ケーブルテレビ（キャッチ）、防災ラジオなど、行政があらゆる手段で避難情報を伝達することを市民に周知し、市民自身が得意なツールを活用して避難情報を確実に受信できるようにします。

㉛ 提供する防災情報の充実と活用

主体 行政／市民

○ 「安城市河川水位観測システム」の改良

- ・安城市河川水位観測システムにおいて、水害時に危険な道路の冠水情報を追加していきます。

○ 国が公開している「川の防災情報」の周知と活用促進

- ・国が公開している「川の防災情報」では、気象情報のほか、矢作川については地点ごとの水位や監視カメラの映像、「水害リスクライン」というシステムによる区間ごとの洪水危険度を確認することができます。
- ・県が管理する河川のうち、猿渡川（井畑橋）、西鹿乗川（西鹿乗橋）、半場川（城藤橋）、長田川（大山田橋）に設置された危機管理型水位計の水位も確認することができます。
- ・防災情報について、市民への周知を徹底し、活用を促進していきます。

○ 「安城市水害ハザードマップ」の周知と活用促進

- ・令和7年9月に雨水出水浸水想定区域を反映させた「安城市水害ハザードマップ」を作成・公表しました。ホームページ、安城防災ナビ、市役所窓口等での配布、防災ワークショップや防災教育など、あらゆる手段や機会を利用して周知し、活用を促進していきます。

㉔ 防災ワークショップの開催

主体 行政／市民

○ みずから守るプログラムを活用した「手作りハザードマップ」の作成

- ・水平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する地区に対し、みずから守るプログラムの活用を呼びかけ、ワークショップにより市民自身がまちの地形や浸水しやすい場所を知り、水害時の安全な避難について考える取組みを推進していきます。

○ まちかど講座の開催

- ・まちかど講座により、水害について学び備える取組みについて、市民に周知していきます。

○ 新たなプログラムの企画

- ・「みずから守るプログラム」や「まちかど講座」の他にも、市民が“楽しく”“簡単に”学ぶことができる新たなプログラムを企画していきます。
- ・県が企画している「ブラアイチ」は、まちの成り立ちや地形、過去の災害を知ることにより「まちづくり意識」、「防災意識」の啓発を行うものです。また、地域の魅力を発信することで「観光」の促進にもつながります。安城市においても、ブラアイチや同様のプログラムを活用し、防災意識の向上を図ります。

㉕ 自主防災組織の強化

主体 行政／市民

○ 地区防災計画等の策定支援

- ・自主防災組織に「地区防災計画策定マニュアル」を配布し、地区防災計画の策定を支援します。
- ・地区防災計画の中には、避難所や避難経路などの情報を盛り込んだ「マップ」の要素を含めるよう自主防災組織に働きかけ、必要に応じて「手作りハザードマップ」も活用していきます。

○ より実践的な訓練の実施

- ・みずから守るプログラムにおける大雨行動訓練では、水害のシナリオ（タイムライン）に応じて行政・メディアなどから提供される情報を体験しながら、避難判断をトレーニングする内容が組み込まれています。このようなプログラムを積極的に活用し、より実践的な訓練を行っていきます。

㉖ 防災教育の推進

主体 行政／市民

○ 小・中学校での水害に対する防災教育の推進

- ・未来を担う子供たちが水害について学び備える取組みとして、水害ハザードマップや国が公開している「防災学習ポータルサイト」の教材の活用を検討し、小・中学校向けの防災教育を推進していきます。

第4章 雨水対策の目標

4-1 ハード対策

- ① 気候変動の影響を考慮した計画降雨量に対し、令和12年度までに家屋の床下浸水を解消することを目標とする。

安城市では、河川事業者による河川の整備に加え、下水道事業者が市街化区域を中心とする下水道計画区域において、5～10年確率規模の降雨（計画降雨）による浸水被害の防止を目指し、雨水管渠や調整池の整備を進めていますが、これらのハード対策には長い期間を要します。さらに、全国各地で計画降雨を超える豪雨により大規模水害が頻発している現状を鑑みると、市内全域において、市民、事業者及び行政が協働して「計画降雨を超える豪雨に対する防災・減災対策」にも取り組んでいく必要がありますが、これも一朝一夕に達成できるものではないため、「段階的な目標」を立て、「こつこつ」取り組んでいくしかありません。

第2次雨水マスタープランでは、直近で最も大きな被害をもたらした「平成20年8月末豪雨」と同等の豪雨に対して、中期的な目標として床上浸水解消、長期的な目標として床下浸水解消を目指し、対策を推進してきました。

しかし、近年の気候変動による降雨量の増加を踏まえ、この目標を見直す必要が生じました。そこで、5～10年確率規模の降雨（計画降雨）に対し、気候変動による影響を考慮し、従来の計画降雨の1.1倍に相当する新たな計画降雨量を設定しました。この計画降雨に対して令和12年度までに家屋の床下浸水を解消するため、新たな目標値を設定し、“貯める”、“浸透させる”施策を中心としたハード対策を推進します。

表 第2次安城市雨水マスタープランの雨水対策の目標①（ハード対策）

主体	雨水対策の内容	雨水流出抑制量 (m ³)	
		令和7年度までの実績	令和12年度までの目標
行政	河川整備計画に基づき、河川整備を行う。下水道事業計画に基づき、雨水管渠や調整池の整備を行う。		
事業者	民間施設において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。		
市民	私有地において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。		
行政/事業者/市民	行政・事業者・市民が協働し、水田貯留等の事業を推進する。	50,360 (見込み)	81,500

4-2 ソフト対策

- ② 水防法に準拠した「想定し得る最大規模」の降雨により大規模水害が発生しても死者を出さない（逃げ遅れゼロ）。

ハード対策を“こつこつ”進めながら、いつ起こるか分からない豪雨災害に対して“命を守る”ための備え（ソフト対策）も怠ってはなりません。このソフト対策は、水防法に準拠した「想定し得る最大規模（1000年確率規模以上）」の降雨を見据え、市民の適切な避難により死者を出さないこと（逃げ遅れゼロ）を目指すものです。

その実現のため、市民が主体となって手作りハザードマップの作成を段階的に行うほか、水害リスクや防災情報が市民一人ひとりに確実に伝わるよう、多様な媒体を活用した周知方法の検討・改善を継続的に行います。

手作りハザードマップの作成については、水平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する63地区を対象とし、令和12年度までに全ての対象地区で手作りハザードマップの作成または水害に関する勉強会を開催します。

表 第2次安城市雨水マスターplanの雨水対策の目標②（ソフト対策）

主体	雨水対策の内容	手作りハザードマップ作成等地区数	
		令和7年度までの実績	令和12年度までの目標
市民／行政	想定し得る最大規模の浸水想定区域（浸水深50cm以上）において、手作りハザードマップの作成または水害に関する勉強会を行う。	40地区（見込み）	63地区

手作りハザードマップは、町内会を通じて地域住民に配布されるほか、市公式ウェブサイトに掲載することで、企業や学校など幅広い人を対象に周知を行います。

作成した手作りハザードマップを地域の大雨行動訓練（避難訓練）に活用することで、より実践的な訓練を行います。

町内会主催の防災訓練などの場で水害に関する勉強会を実施し、地域の水害リスクの周知と防災意識の向上を図ります。

4-3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連総会において全会一致で採択された令和12年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、「誰一人取り残さない」というコンセプトを分野別の目標としてまとめた「持続可能な開発目標」です。

第9次安城市総合計画では、SDGsの17の目標と基本計画における主な施策の方針の関係を示しており、関連する「住環境」「防災・減災」の方針には、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」が該当します。



第5章 計画の運用

5-1 取り組みのフォローアップ

安城市雨水マスタープランは、平成23年3月に第1次の計画がスタートしてから毎年、施策の実施と進捗管理を継続し、この度、全国的な雨水対策事業の進展や施策の進捗状況などから見えてきた課題を踏まえ、計画の評価・見直しを行い、第2次安城市雨水マスタープランの策定に至りました。今後も、このような「P D C Aサイクル」を回しながら、計画を運用していく必要があります。

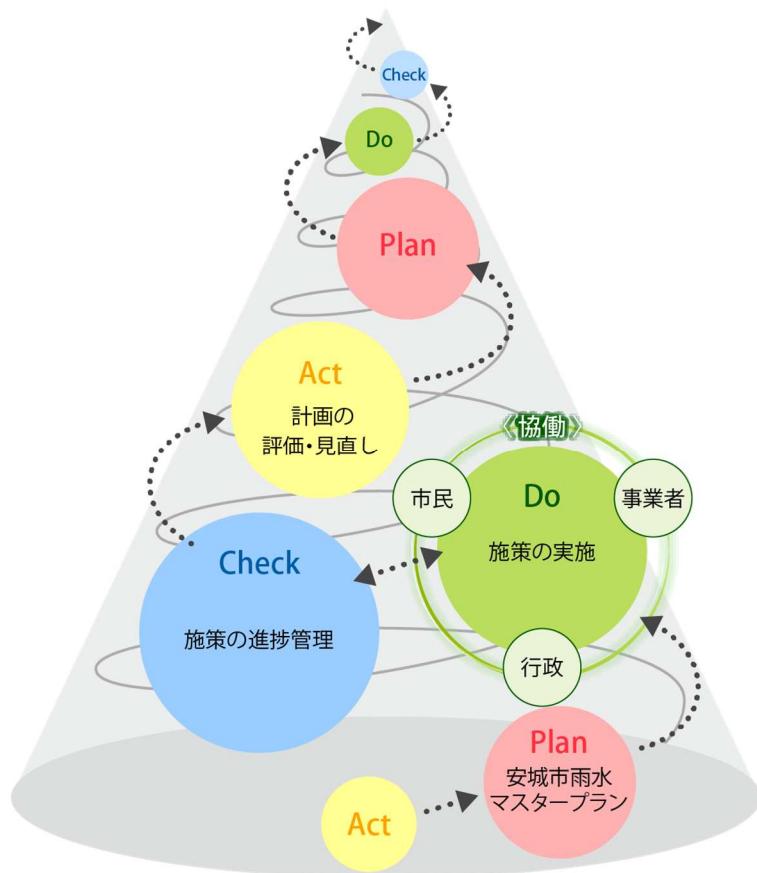


図 計画の運用イメージ



RAINWATER MASTER PLAN

発行:安城市
編集:建設部 土木課

〒446-8501 安城市桜町18番23号
TEL:0566-71-2239 FAX:0566-77-0010
E-mail:doboku@city.anjo.lg.jp